

家庭におけるオンライン学習に必要な通信費を支援します

(令和8年度福井県立学校オンライン学習用通信費給付金) 中学校用

1. 対象となる方

次のすべてに当てはまる保護者の方

□福井県立高志中学校に在籍する生徒の保護者

□令和8年度において、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」である

□お子さまの高志中学校入学前には家庭にインターネット環境(※)がなく、入学後に整備した家庭である(高志中学校の合格決定日以降に整備した場合も含みます)

※携帯電話・スマートフォンのみの利用は対象外

⚠ 生活保護による教育扶助または生業扶助を受けている世帯は対象外

2. 対象となる経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日に発生した、オンライン学習に必要な通信費
(モバイルルーターなど通信機器の購入費やレンタル費を含む)

対象経費の上限額：46,200円

3. 給付額

対象経費から15,000円を差し引いた額を支給します

支給上限額：31,200円

※通信費15,000円については、別途「要保護児童生徒援助費」として支給

【例】

対象経費46,200円の場合

⇒46,200円－15,000円＝31,200円(上限額)

4. 申請書類

福井県立高志中学校へお問い合わせください

5. 申請期間

随時受付

6. 申請先

福井県立高志中学校

7. 問合せ先

福井県教育庁 教育政策課 教育DX推進室

TEL 0776-20-0766